

2011年4月28日
日 本 銀 行

被災地金融機関を支援するための資金供給オペレーションの概要

1. 対象先

被災地に貸出業務を行う営業所等を有する金融機関（以下、被災地金融機関という）または被災地金融機関を会員とする系統中央機関で、共通担保資金供給オペ（全店貸付）の対象先のうち希望する先

（注1）被災地は、東日本大震災にかかる災害救助法の適用指定を受けている地域（岩手県、宮城県、福島県の全域、青森県、茨城県、栃木県、千葉県の一部）

（注2）系統中央機関は、信金中央金庫、全国信用協同組合連合会、労働金庫連合会および農林中央金庫

2. 資金供給方式

共通担保を担保とする貸し付け

3. 貸付期間

1年

4. 貸付利率

0.1%

5. 貸付総額

1兆円

6. 対象先毎の貸付限度額

対象先毎の貸付限度額は、被災地の営業所等の貸出残高（系統中央機関は、自己および会員分の合計）を勘案して定める。ただし、1先あたり1,500億円を上限とする。

7. 貸付受付期間

2011年10月末まで